

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和5年7月14日
京都府知事 西脇隆俊

- 1 定期検査を行う区域
伏見区
- 2 検査の対象となる特定計量器
ひょう量500キログラム以下の質量計
- 3 定期検査の実施場所
指定定期検査機関が指定する場所
- 4 定期検査の実施の期日
令和5年8月21日から同年10月17日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)
- 5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称
一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所： 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
8月21日(月)	午前10時～午後2時00分	稲荷小学校
8月22日(火)	午前10時～午後2時00分	明親小学校
8月23日(水)	午前10時～午後2時30分	伏見住吉小学校
8月24日(木)	午前10時～午後2時30分	向島小学校
8月30日(水)	午前10時～午後2時30分	伏見南浜小学校
8月31日(木)	午前10時～午後2時00分	桃山東小学校
9月 1日(金)	午前10時～午後1時30分	藤ノ森小学校
9月 4日(月)	午前10時～午後1時30分	神川小学校
9月 5日(火)	午前10時～午後2時00分	石田小学校
9月 6日(水)	午前10時～午後2時00分	下鳥羽小学校
9月 7日(木)	午前10時～午後1時30分	醍醐小学校
9月 8日(金)	午前10時～午後2時30分	深草小学校
9月11日(月)	午前10時～午後2時00分	砂川小学校
9月12日(火)	午前10時～午後2時00分	横大路小学校
9月13日(水)	午前10時～午後2時30分	伏見中学校
9月14日(水)	午前10時～午後2時00分	竹田小学校